

山梨県公報

第二千四百五十八号

平成二十六年

十月二十三日

木曜日

目次

○保安林の指定の解除の予定……………六二一

○道路の区域変更……………六二一

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六二一

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六二一

○公共測量の実施(二件)……………六二二

告示

山梨県告示第三百三三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北都留郡丹波山村字大常木一四四六の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十一月十三日まで一

般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市梯町字赤ナギ一・二九番地先から 甲府市梯町字本郷二・一五番地先まで	七・八 一四・一	四・六 九・二	(メートル)	二七三・四

山梨県告示第三百五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年十月二十三日
- 二 指定道路の位置
甲斐市龍地字着物沢四千七百番十、四千七百一番二十四
- 三 指定道路の幅員
最大幅員七・七メートル 最小幅員六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
百三十一・八四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十六年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人都市環境標識協会・山梨

2 代表者の氏名 長屋 恵

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町下黒澤二千四百十九番地一

4 定款に記載された目的

各地方自治体の避難誘導標識は標識の形状、統一性、設置場所、その他多くの面において、災害発生時に避難場所へ適切に誘導する機能を有効に果たし得ないと考える。現状に鑑み、この法人は、指定した避難場所を地域住民（外来者を含む）が、容易に確認できるような全国一律形式の誘導標識柱その他関連標識の提案をし、設置を行う。又、併せて災害救助活動、地域安全活動を推進し、よって公益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年十月十五日から同年十二月十四日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十月十四日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（基準点測量）

二 作業期間 平成二十六年十月十四日から平成二十七年二月二十七日まで

三 作業地域 甲府市の一部及び笛吹市の一部

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十六年十月十五日付けで山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十六年十月二十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 公共測量（水準測量）

二 作業期間 平成二十六年十月十五日から平成二十七年二月十三日まで

三 作業地域 甲府市の一部及び笛吹市の一部